

質問に対する回答書

件名) 上信越自動車道 長野管内トンネル内装板補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 20-7 内装板撤去工	内装板撤去後の既設壁面の前処理（ケレン等）は、内装工の支払いとは別に計上されていると考えてよいでしょうか。	内装板撤去後の下処理については、共通仕様書12-17-3「施工」に示すとおり、内装工の単価に含まれます。
2	特記仕様書 20-7 内装板撤去工	特記仕様書20-7-3 施工の8)に「内装板支持金具の処分については受注者により売却処分を行うものとし、売却処分に伴う費用については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする」とありますが、内装板支持金具の売却処分費については当初は計上せず、運搬費のみを計上されていると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。